北上市告示甲第55号

北上市地域おこし協力隊事業実施要綱（平成27年北上市告示甲第38号）の一部を次のように改正する。

令和８年９月14日

北上市長　八重樫　浩　文

改正前	改正後
（協力隊の活動） 第２　［略］	（協力隊等の活動） 第２　［略］ ２　北上市地域おこし協力隊インターンは、協力隊への理解を深めるため、協力隊の隊員（以下「協力隊員」という。）としての活動を検討している者が、協力隊と同様の地域協力活動を行う。 ３　北上市おためし地域おこし協力隊は、協力隊員としての活動を検討している者が、地域の関係者との交流及び地域協力活動を体験する活動（以下「おためし活動」という。）を行う。
（市の役割） 第３　市は、協力隊事業を推進するため、関係機関及び関係団体と連携し、協力隊の隊員（以下「隊員」という。）の地域協力活動を支援するものとする。	（市の役割） 第３　市は、協力隊事業を推進するため、関係機関及び関係団体と連携し、協力隊員並びに北上市地域おこし協力隊インターンの参加者（以下「インターン隊員」という。）及び北上市おためし地域おこし協力隊の参加者（以下「おためし隊員」という。）（以下「協力隊員等」と総称する。）の地域協

	力活動及びおためし活動（以下「地域協力活動等」という。）を支援するものとする。
2　市は、隊員の地域協力活動が円滑に実施できるよう、協力隊事業の推進に係る業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。	2　市は、協力隊員等の地域協力活動等が円滑に実施できるよう、協力隊事業の推進に係る業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
(1)　隊員の募集に関する業務	(1)　協力隊員等の募集に関する業務
(2)　隊員の活動計画の策定に関する業務	(2)　協力隊員等の地域協力活動計画の策定に関する業務
(3)　隊員の活動の調整、指導及び支援に関する業務	(3)　協力隊員等の地域協力活動等の調整、指導及び支援に関する業務
(4)　隊員の活動実績の取りまとめ及び広報・情報発信に関する業務	(4)　協力隊員等の地域協力活動実績の取りまとめ並びに広報及び情報発信に関する業務
(5)　隊員に対する研修、生活及び定住のための支援に関する業務	(5)　協力隊員に対する研修、生活及び定住のための支援に関する業務
(6)　［略］	(6)　［略］
（受入れ団体の役割）	（受入れ団体の役割）
第４　地域の団体や地域コミュニティ（以下「受入れ団体」という。）は、第３第２項に掲げる業務を市と協働で実施するほか、隊員の地域協力活動が円滑に実施できるように支援するものとする。	第４　地域の団体及び地域コミュニティ（以下「受入れ団体」という。）は、第３第２項に掲げる業務を市と協働で実施するほか、協力隊員等の地域協力活動等が円滑に実施できるように支援するものとする。
2　市と受入れ団体は、あらかじめ隊員が行う地域協力活動について合意形成の上、協働協定書を締結しなければならない。	2　市及び受入れ団体は、あらかじめ協力隊員及びインターン隊員が行う地域協力活動について合意形成の上、協働協定書を締結しなければならない。
（隊員の要件等）	（協力隊員等の要件等）
第６　隊員は、次に掲げる要件を全て満たす者のうちから市長	第６　協力隊員は、次に掲げる要件を全て満たす者のうちから

が委嘱する。	市長が委嘱する。
(1)　三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の対象地域又は指定地域を除く。）から北上市に住民票を異動し、生活拠点を移すことが可能な者	(1)　三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の対象地域又は指定地域を除く。以下「都市地域等」という。）から北上市に住民票を異動し、生活拠点を移すことが可能な者
(2)　心身ともに健康で、意欲があり、地域おこし活動に積極的に参加できる者	(2)　心身ともに健康で、意欲があり、地域協力活動に積極的に参加できる者
(3)　［略］	(3)　［略］
	2　インターン隊員は、次に掲げる要件を全て満たす者のうちから市長が委嘱する。
	(1)　都市地域等に住民票を有する者
	(2)　前項第２号及び第３号の要件を満たす者
	3　おためし隊員は、第１項第２号及び第３号の要件を満たす者のうちから市長が決定する。
2　隊員は、地域協力活動に従事するときは、身分証明書（様式第１号）を常に携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。	4　協力隊員は、地域協力活動に従事するときは、身分証明書（様式第１号）を常に携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
（活動の報告）	（活動の報告）
第７　隊員は、活動の状況について、北上市地域おこし協力隊活動日報（様式第２号。以下「活動日報」という。）に記録しなければならない。	第７　協力隊員は、地域協力活動の状況について、北上市地域おこし協力隊活動日報（様式第２号。以下「活動日報」という。）に記録しなければならない。
2　隊員は、前月分の活動実績について、北上市地域おこし協力隊活動月報（様式第３号）に記録し、前項に規定する活動日報を添えて、毎月５日までに、市長に報告しなければなら	2　協力隊員は、前月分の活動実績について、北上市地域おこし協力隊活動月報（様式第３号）に記録し、前項に規定する活動日報を添えて、毎月５日までに、市長に報告しなければ

ない。	ならない。
3　隊員は、年度内の活動実績について、北上市地域おこし協力隊活動年報（様式第４号）により、市長が定める日までに市長に報告しなければならない。	3　協力隊員は、年度内の活動実績について、北上市地域おこし協力隊活動年報（様式第４号）により、別に定める日までに市長に報告しなければならない。
	4　インターン隊員及びおためし隊員は、活動終了までの取組の状況について、活動日報に記録し、別に定める日までに市長に報告しなければならない。
（隊員の報償費）	（協力隊員等の報償費）
第８　市長は、隊員に対し、地域協力活動の対価として、報償費を支給する。	第８　市長は、協力隊員及びインターン隊員に対し、地域協力活動の対価として、報償費を支給する。
2　隊員の報償費は、月額333,000円とする。ただし、１月の活動日数が20日に満たない場合は、活動日数に16,650円を乗じた額とする。	2　協力隊員の報償費は、月額333,000円とする。ただし、１月の活動日数が20日に満たない場合は、活動日数に16,650円を乗じた額とする。
	3　インターン隊員の報償費は、活動日１日あたり12,000円とする。
3　報償費の支払日は、毎月15日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日（北上市職員の勤務時間、休日及び休暇条例（平成７年北上市条例第５号）第９条に規定する休日をいう。）に当たるときは、その翌日以後の日にあって、15日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日とする。	4　報償費の支払日は、活動日の属する月の１日から末日までを計算期間とし、翌月の15日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日（北上市職員の勤務時間、休日及び休暇条例（平成７年北上市条例第５号）第９条に規定する休日をいう。）に当たるときは、その翌日以後の日にあって、15日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日とする。
	5　おためし隊員に報償費は、支給しない。
（隊員の委嘱期間）	（協力隊員等の委嘱期間等）
第９　隊員の委嘱期間は、１年以内とする。ただし、最初の委	第９　協力隊員の委嘱期間は、１年以内とする。ただし、最初

嘱の日から３年を超えない範囲内において、その委嘱期間を更新することができる。	の委嘱の日から３年を超えない範囲内において、その委嘱期間を更新することができる。
	２　インターン隊員の委嘱期間は、２週間以上３月以内の期間とする。
	３　おためし隊員の活動期間は、３日以上２週間未満とする。
（委嘱の取消し）	（委嘱等の取消し）
第10　市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を取り消すことができる。	第10　市長は、協力隊員又はインターン隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を取り消すことができる。
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　隊員としてふさわしくない非行があったとき。	(2)　協力隊員又はインターン隊員としてふさわしくない非行があったとき。
(3)・(4)　［略］	(3)・(4)　［略］
(5)　隊員から解嘱の申出があったとき。	(5)　協力隊員又はインターン隊員から解嘱の申出があったとき。
	２　市長は、おためし隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、おためし隊員の決定を取り消すことができる。
	(1)　法令又は公序良俗に反する行為があったとき。
	(2)　おためし隊員としてふさわしくない非行があったとき。
	(3)　おためし隊員を継続することが困難であると認められるとき。
（隊員の活動経費）	（協力隊員の活動経費）
第11　市長は、隊員の活動に必要な経費（以下「活動経費」という。）について、予算の範囲内で支給するものとする。	第11　市長は、協力隊員の地域協力活動に必要な経費（以下「活動経費」という。）について、予算の範囲内で支給するものとする。

2　［略］ 3　活動経費を市が隊員に対して直接支払う場合は、活動費に対する補助金として支払うものとする。 4　［略］ （会計処理） 第12　隊員及び支援団体は、次に掲げるところにより、会計処理を行うものとする。 (1)・(2)　［略］ (3)　次に掲げる項目が全て記載された請求書、領収書、振込依頼書その他の関係書類を保存すること。 ア　宛先として隊員の氏名又は受託者の名称 イ～エ　［略］ （守秘義務） 第13　隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。	2　［略］ 3　活動経費を市が協力隊員に対して直接支払う場合は、当該活動経費に対する補助金として支払うものとする。 4　［略］ （会計処理） 第12　協力隊員及び支援団体は、次に掲げるところにより、協力隊事業に係る会計処理を行うものとする。 (1)・(2)［略］ (3)　次に掲げる項目が全て記載された請求書、領収書、振込依頼書その他の関係書類を保存すること。 ア　宛先として協力隊員の氏名又は支援団体の名称 イ～エ　［略］ （守秘義務） 第13　協力隊員等は、協力隊事業において知り得た秘密を漏らしてはならない。当該協力隊員等を退いた後も、また同様とする。
備考　改正部分は、下線の部分である。	